

安倍政権初の平成 19 年度税制改正の概要

～ 「成長なくして財政再建なし」の具体化へ～

財政金融委員会調査室 なかむら たかあき
中村 高昭

はじめに

我が国の経済は、息の長い回復を続けており、戦後最長 57 か月の景気拡大であった「いざなぎ景気」を超えたと言われている。これに伴い税収においても、バブル経済崩壊後の底であった平成 15 年度の 43.3 兆円から、19 年度の見込みは 53.5 兆円と増加傾向にあり、特に法人税は、同時期の 10.1 兆円から 16.4 兆円に伸びている。しかしその一方で、我が国の国・地方を合わせた長期債務は 19 年度末で約 773 兆円、対 GDP の約 1.5 倍に上るなど、主要先進国の中では最悪な状況となっているほか、急速に進展する少子高齢化など課題が山積している。

政府は、財政再建に向け歳出・歳入一体改革に取り組んでおり、2011 年の国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化を達成するため、歳出について削減すべき額を分野ごとに定める等その道筋を明確にしつつあるが、歳入については具体的なものはなく、将来の検討課題となっている。

こうした中、安倍政権が初めて手掛ける税制改正となった平成 19 年度税制改正は、安倍総理の掲げる「成長なくして財政再建なし」を具体化するものとして注目される。

本稿では、1 月 19 日に閣議決定された「平成 19 年度税制改正の要綱」等を踏まえ、19 年度税制改正の概要について、以下のとおり、国税を中心に概観する。

- (1) 減価償却制度の見直し
- (2) 中小企業関係税制(留保金課税制度、実質的な一人会社のオーナーへの役員給与の損金不算入制度、事業承継税制、エンジェル税制)
- (3) 移転価格税制
- (4) 三角合併への対応
- (5) 信託制度への対応
- (6) 上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率の特例の延長
- (7) 住宅ローン減税
- (8) その他(個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設、寄附金控除の拡充、再チャレンジ支援寄附金税制の創設)

その上で、今後の課題として、以下の事項について検討することとしたい。

- (1) 歳入改革の具体化
- (2) 法人課税の見直し
- (3) 高度情報社会への対応

1. 平成19年度税制改正の概要

減価償却制度の見直し¹

企業が購入した設備や機械などの資産の取得額について、資産価値が減る分を複数年度一定額まで損金として計上していく減価償却制度については、日本経済団体連合会等の経済団体などから、(1)主要国の中で取得価額の100%を償却できないのは日本だけである、(2)日本の現行制度は、主要国と比べて、法定耐用年数が長い設備が多い上、法定耐用年数経過時点においても90%までしか償却できない、(3)機械・装置等の分類の整理・合理化が必要、等の問題について制度の見直しの要望が行われていた。

今回の税制改正では、(1)償却可能限度額(取得価額の95%)・残存価額(同10%)の廃止、(2)フラットパネルディスプレイ製造設備等3設備の法定耐用年数の見直し、を行うとした。

まず、償却可能限度額・残存価額の廃止では、主要国の中では我が国においてのみ設けられている償却可能限度額を廃止し、新規取得資産について法定耐用年数内に取得価額全額を償却できるよう制度を見直し、残存価額を廃止するとともに、250%定率法を導入し²、償却率についても国際的に遜色のない水準にするとしている。なお、既存の平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で1円(備忘価額)まで均等償却できることとしている。

次に、フラットパネルディスプレイ製造設備等3設備の法定耐用年数の見直しについては、耐用年数を10年から5年に短縮する等の見直しを行った。今回の改正で見直し対象は3設備にとどまったが、国際競争力の向上のため技術革新のスピードが求められている中我が国設備の平均年齢(全産業)は90年の9.1年から2004年には11.8年と老朽化が進んでいることもあり、現在、経済産業省等の関係省庁は減価償却資産の使用実態調査を進めている。18年12月14日の与党の「平成19年度税制改正大綱」(以下「与党税制大綱」という。)においても、「平成20年度税制改正に向け、減価償却資産の使用の実態等について更に調査・分析を進め、法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の手續簡素化について検討する。」とされ、20年度の改正で法定耐用年数等の抜本の見直しが行われる方向とみられる。なお、地方税である固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持することとされている。

中小企業関係税制

〔留保金課税制度〕

同族会社(1グループの株主による持株割合等が50%を超える会社)に留保された所得金額のうち、留保控除額を超過する部分については特別課税が行われている。これについては、平成18年度改正において控除額の基準を1,500万円から2,000万円に引き上げる等段階的に条件が緩和されているが、留保金課税が中小企業の内部留保を圧迫、また、繰越欠損金を充当し通常の法人税が課されない場合でも、その所得に留保金課税がなされる場合があることから、負担が過重であるとし、中小企業団体等から例年見直しの要望が行われてきた。

今回の改正では、中小企業は我が国経済の基盤となって産業競争力を支えており、中小企業の活力ある発展のためには、資金調達面での制約を受ける中小企業の財務基盤の強化を図ることが重要であるとの観点から、資本金1億円以下の中小企業を留保金課税制度の対象から除外することとしている。

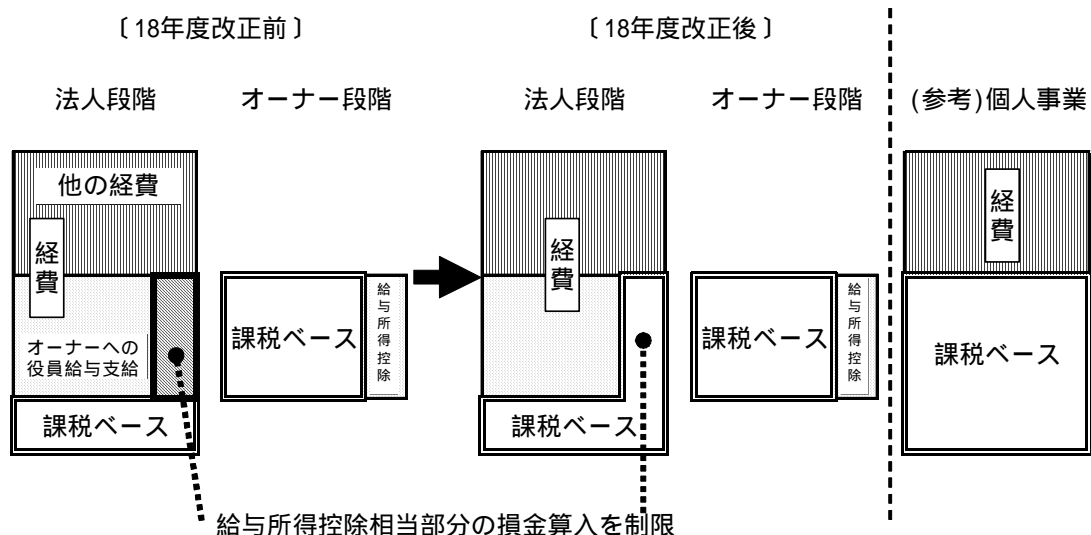
〔実質的な一人会社（特殊支配同族会社）のオーナーへの役員給与の損金不算入制度〕

法人の経費となるオーナーへの役員給与について給与所得控除が受けられるのは、法人と個人の経費の二重控除であるとして、平成18年度改正では給与所得控除相当部分の損金算入が制限されることとなった（図表1）。これについては、所得税法における給与所得控除相当額を法人税法において損金不算入とする理論的裏付けはなく、法人における租税理論に反しており、また、企業会計と税制を一致させる見地からも問題であると中小企業団体等は指摘していた。また、対象となる法人数を、財務省は5～6万社程度としていたが、東京税理士会等は62万社と試算するなど、見直しによる影響が大幅に乖離するなどの問題もあった。

今回の税制改正では、適用除外基準である基準所得金額を現行の800万円から1,600万円に引き上げ、19年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとしている。

上述のとおり本措置は18年度に実施されたばかりであり、まだ措置の影響が結果として出ていない中で実質的な見直しが行われたことについては、今後説明が求められよう。

図表1 実質的な一人会社のオーナーへの役員給与の損金不算入制度（イメージ）



（出所）財務省資料より作成

〔事業承継税制〕

中小企業者等の事業承継の円滑化については、小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例や相続時精算課税制度の導入などが活用されてきたが、日本商工会議所等は、事業用資産は、企業が継続的に活動していくための必要最低限の基盤であること、課税は経営

の承継による円滑な事業の継続を阻害するとして欧州では事業用資産に対する軽減措置が講じられているなど一般の財産とは性格を異にしていること、アジア諸国では相続税制自体が存在しないこと、人口減少時代において後継者難が深刻化している中小企業の事業承継が円滑に進まなければ、経済の持続的な成長は望めないこと等から事業用資産の非課税化等の見直しを求めていた。

今回の改正では、相続時精算課税制度において、取引相場のない株式等を贈与した場合、非課税枠を500万円上乗せし3,000万円とする特例を設けることとしている。

〔エンジェル税制〕

エンジェル税制とは、個人投資家（エンジェル）がベンチャー企業に投資した場合、その投資額を、同一年分の株式譲渡益から控除できるなどの優遇税制をいう。我が国が経済成長を目指していく上で活発な起業が望まれるが、開業企業数は90年代以降ほぼ横ばいに推移している上、エンジェル税制を利用した個人投資家によるベンチャー企業への投資額は平成17年度で20.9億円であり、ベンチャー投資への優遇制度が整っているイギリスでの投資額約800億円の約40分の1の水準にとどまっていることなどから、経済産業省は、エンジェル税制の適用基準の拡充を要望していた。また、エンジェル税制はベンチャー企業に投資した時点での優遇と、株式を売却した時点で譲渡損や譲渡益が生じた場合の優遇があり、このうち譲渡益への課税優遇だけが期限付きの措置であり、その延長も要望していた。

今回の改正では、将来の我が国経済を支えるベンチャー企業の育成を支援するため、エンジェル税制の対象となる特定中小企業者の要件について緩和し、対象企業を拡大、サービス業や小売りも対象にするとした。また、併せて個人投資家が投資したベンチャー企業の株式の譲渡益について1/2に軽減する課税特例の適用期限を2年延長することとしている。

移転価格税制

移転価格税制とは、我が国企業と海外の関連会社との間の取引において、その取引価格を通常の価格とは異なる額（移転価格）に設定することで所得の海外移転が起きることを防止するため、移転価格に代えて通常の取引価格で所得を計算し課税する制度をいう。

移転価格税制については、平成18年6月に武田薬品工業が地方税等を含め約570億円もの巨額の追徴課税を受け現在係争中であるなど、企業活動の国際化の進展等を背景に、近年国税当局による追徴課税の件数・金額が増加傾向にあり、対象となる企業側にとっては予期せぬリスクであるとの懸念が高まっていた。移転価格税制が適用された場合、双方の国税当局による協議がまとまるまで、企業にとって二重課税された状態が続くため、大きな負担となっている。また、国税庁は、国外の関連企業との取引価格の算定方法について事前に確認できる制度として昭和62年に事前確認制度を導入しており、企業側の利用も活発化しているとしていたが、同制度については、平成17年の申告件数76件に対し、処理件数は32件、繰越件数は前年以前のものも含め204件にとどまり、処理に時間がかかる

ことが隘路になっていた。

今回の改正では、国際的に活動する企業にとって移転価格税制の適用による二重課税が負担となっているとの指摘があることを踏まえて、取引相手国と相互協議が行われている間、納税を猶予する制度を導入することとしている。

三角合併への対応

会社法の改正により、合併等の対価として合併法人株式以外の金銭その他の財産を交付することが可能となったことから、三角合併等の新たな組織再編が行えることとしている。これを受け、従来の合併等に認められてきた譲渡益課税の繰延べを三角合併等にどのように認めるのが課題となっていた。なお、会社法は平成 18 年 5 月 1 日に施行されたが、合併等対価の柔軟化は 19 年 5 月 1 日の施行となっている。

しかし、三角合併については、譲渡益の居住地国課税の原則をとる租税条約相手国の居住者について我が国が繰り延べた譲渡益課税が実現しないとの問題がある一方、税法を現行のまま適用した場合三角合併制度自体が形骸化しかねず、対日投資の促進に悪影響を与えるおそれも懸念されていた。

今回の改正では、合併法人等の 100%親法人の株式のみを交付する場合も課税繰延べが可能とすることとしている。

信託制度への対応

信託税制については、平成 18 年 12 月の信託法の改正により、信託の利用機会が大幅に拡大され、自己信託や目的信託等の多様な信託の類型が可能となることから、それに対応した改正である。新制度では、自己信託などにより法人同様の事業を行う信託が創設された場合に、法人税の回避が起こり得ることになる。例えば、ある企業が事業の一部を自己信託し、その受益権を株主に現物配当等で交付した場合、信託前には企業の収益として法人税を納付していたのが、当該事業部門について法人税を回避することが可能になるからである。

この点については、政府税制調査会等においても従来どおりの信託の受益者課税の原則を維持しなければ新しい信託制度の普及が妨げられるなどとの意見もあったが、課税の中立性・公平性確保の観点から、重要な事業の信託で受益権の過半を委託者の株主に交付するもの等については法人税を課すこととしたものである。

上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率の特例の延長

上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率を国税・地方税合わせて 10%（本則 20%）とする特例は、経済対策として平成 15 年（度）から 19 年（度）までの時限的措置として導入されたが、今回期限を迎えることから、延長を行うべきが議論となった。

延長を要望する金融庁は、株式譲渡益・配当課税の軽減や特定口座の創設等の制度改正以降、個人の株式売買高が増大し個人投資家の割合が高まるなど一定の効果を果たしつつも³、（1）我が国の個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比は諸外国と比較した場

合依然として低い水準であること⁴、(2)先進諸外国をみると、株式等譲渡益課税、配当課税共に何らかの優遇措置を講じていること(図表2)等から、軽減税率の継続を要望した。

図表2 証券税制の国際比較

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等 譲渡益課税	5% or 15%の 軽減税率 (対象:12ヶ月超の 長期キャピタルゲ イン) 原則は総合課税 (10、15、25、28、33、 35%)	8,500ポンド(171 万円)まで非課税 (土地等の譲渡益と の合算) 超過分には、総合課 税(10、20、40%)	原則非課税 投機売買(12ヶ月 未満)等の場合、総合 課税(15~42%)但し、 512ユーロ(約7万円) の非課税枠あり	年間15,000ユーロ(約 206万円)まで非課税 超過分は申告分離課税 (27%) 2006年より、8年超保有の 場合は、11%(社会保障関連 税。所得税は非課税)
配当課税	5%、15%の 軽減税率 原則は総合課税	10% or 32.5% の軽減税率 総合課税(受取配当 +部分インピュテー ション)	配当所得は 1/2に軽減	配当所得は 1/2に軽減

(注)アメリカにおける現行の軽減税率は、2003年より適用されている。また、2008年から2010年の間は、配当所得及び1年超保有の株式譲渡益について、15%所得税ブラケットは非課税となる(平成18年5月現在)

(出所)金融庁資料

これに対しては、(1)金融商品間の課税の中立性確保・均衡化が必要であること、(2)金融技術を駆使した租税回避への対処が必要であること、(3)同様に景気対策として講じられた定率減税・IT投資促進税制は経済の回復に応じて既に廃止済みであること、(4)制度導入の当時と比べ株式市場は著しく活性化し⁵、不良債権問題にも目途がついていること⁶、(5)金持ち優遇税制・不公平税制・格差助長との批判をまぬがれないこと、等が挙げられていた。

こうした中で今回の改正では、適用期限を20年(度)まで1年延長する決着が図られた。なお、与党税制大綱では「1年延長して、廃止する。この間、証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成21年(度)からの導入を目指す。」としている。

軽減税率の廃止後、1,500兆円もの家計資産を前に「貯蓄から投資へ」との流れをどのように定着させていくのか。政府は、金融所得の損益通算範囲拡大も含め、今後明らかにしていく必要がある。

住宅ローン減税

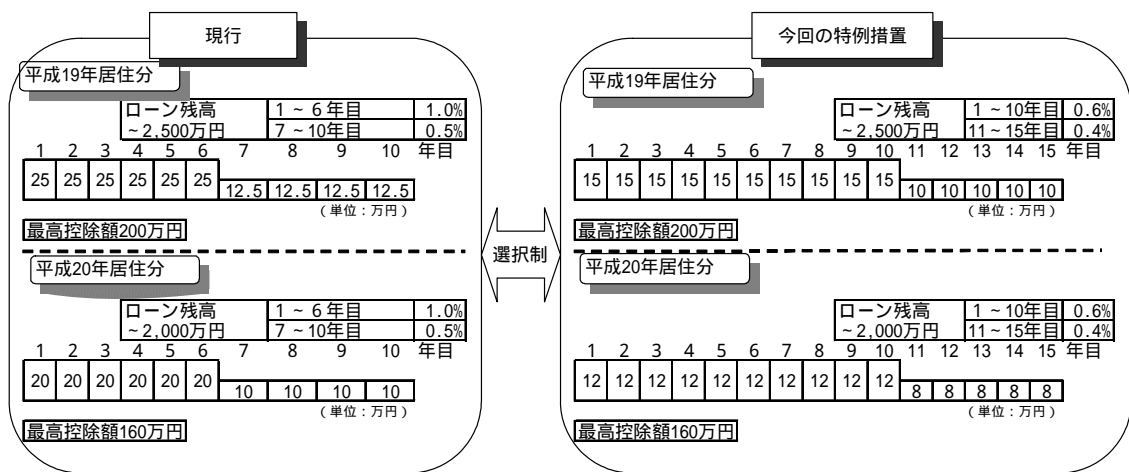
平成19年度税制改正において法人関連の減税が多い中、個人向けとしては住宅ローン減税の見直しがある。

銀行等からの10年以上の住宅ローンを利用した場合に年末ローン残高の一定割合を所得税から控除する住宅ローン減税が20年までの入居者を対象に行われているが、19年以降三位一体改革により所得税の税率が改正され、所得税が減る一方、地方税である個人住

民税が増加することとなる。このため、特に中低所得者は、同制度が個人住民税を対象としていないことから改正前よりも控除額が少なくなる。そこで住宅取得の促進を通じた居住水準の向上、住宅投資の拡大といった住宅ローン減税の当初の政策目的を十分に達成できなくなるおそれがあるとして国土交通省等が対応を要望していた。なお、18年までの入居者には所得税だけではなく個人住民税の控除の恩恵が及ぶよう措置されている。

そこで、税源移譲に伴い所得税の住宅ローン減税を中低所得者が利用した場合の減税額が減少することを踏まえ、計画的な持家取得を支援する観点から、19年及び20年に入居する者に対して、控除率を引き下げた上で控除期間を15年に延長する特例を創設することとしている（図表3）。なお、本特例は現行制度との選択適用である。

図表3 住宅ローン減税の特別控除



（出所）財務省資料より作成

住宅・土地税制ではほかに、ライフサイクルに応じた住宅の住み替えや住宅を売ってもローンを返済しきれない者の新生活への再出発を支援する観点から、買換え特例や買換えに伴う譲渡損失の繰越控除が延長されたほか、長寿化社会における段差解消や手すりの設置等の住宅のバリアフリー改修を支援するため、バリアフリー改修工事に係るローン残高の一定割合を所得税から控除する制度の創設も行われた。

その他

以上のほか、電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度を設けること、所得税の寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%から40%に引き上げること、再チャレンジ支援寄附金税制として障害者等の雇用に取り組む法人等へ寄附した場合の寄附金控除の特例を設けること等を措置している。

平成19年度税制改正増減収見込額

19年度税制改正による影響額は図表4のとおりである。全体として、増減収の変動は大きくないが、景気への細やかな配慮が目立ち、法人税の減価償却制度の見直しで5,110億円（平年度）の減収となっている。

図表4 平成19年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

内容	平年度	初年度
1. 減価償却制度 償却可能限度額・残存価額の廃止、3設備の法定耐用年数の短縮	5,110	4,020
2. 中小企業関係税制 同族会社の留保金課税制度の見直し 実質的な一人会社（特殊支配同族会社）の役員給与の損金不算入制度の見直し	400 (270) (130)	120 (80) (40)
3. 住宅税制 税源移譲に対応した住宅ローン減税の特例の創設 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設 住宅金融支援機構の抵当権設定登記に対する措置	650 (620) (50) (+ 20)	+ 70 (+ 50) (0) (+ 20)
4. その他 (1) 寄附金税制等 寄附金控除の控除対象限度額の引上げ 地域産業活性化支援税制の創設 電子政府を推進するための税制の創設 農業経営基盤強化準備金制度の創設 事業革新設備の特別償却制度の見直し (2) その他租税特別措置の廃止・延長等 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却制度の廃止 公害防止用設備の特別償却制度の対象設備の見直し 特定電気通信設備等の特別償却制度の縮減 商工中金の抵当権の設定登記等に対する軽減措置の廃止等	130 (20) (40) (30) (20) (20) + 100 (+ 70) (+ 10) (+ 10) (+ 10)	80 (10) (30) (0) (20) (20) + 70 (+ 60) (+ 10) - 0
一般会計分 計	6,190	4,080

(注) 1. 上記の改正は、原則として平成19年4月1日から適用。

2. 減価償却制度の見直しについては、除却される事業年度までの期間全体を通じた増減収額はゼロとなる。

3. 税源移譲に対応した住宅ローン減税の見直しについては、19年度は控除率見直しの影響から増収となるものの、全体としては、控除期間の延長の影響により減収となる。

4. 住宅ローン減税及び住宅のバリアフリー改修促進税制の平年度減収額は、適用対象となる19年及び20年居住分について、控除が行われる期間全体にわたる減収額の合計の平均額を計上している。

(出所) 『平成19年度税制改正の要綱』(平19.1.19)等より作成

2. 今後の課題

歳入改革の具体化

我が国の財政は、急速に進む少子高齢化、先進国中最悪となる債務残高等厳しい状況におかれている。このような中、政府は財政再建を進めるため、平成18年7月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(以下「骨太の方針2006」という。)の中で歳出・歳入一体改革を示し、2011年度には国・地方のプライマリーバランスを確実に黒字化するとした。そして、2011年度黒字化のための必要対応額は16.5兆円程度とし、歳出改革として歳出削減11.4～14.3兆円、残りは歳入改革として税制改革で対応するとしている⁷⁾。

19年度予算において、税収は対前年度7.6兆円の増、国債発行は同4.5兆円の減と、プライマリーバランスの黒字化の実現が視野に入ってきており、フローである毎年の収支に加え、ストックの面から、債務残高引下げの数値目標その実現のための具体的選択肢を明確にする段階に入りつつある。

しかし、プライマリーバランス黒字化後の財政再建の目標については、「骨太の方針 2006」で、2010 年代初頭～2010 年代半ばにおいて持続可能な財政とすべく、債務残高 GDP 比の発散を止め、安定的に引き下げる、とするにとどまっている。

また、歳出改革については、削減すべき額を分野ごとに定める等その道筋を明確にしつつある一方、歳入については要削減額と歳出改革による削減額との差額について歳入改革、主として税制改革により対応すると記するにとどまっており、消費税を始め対象となる税目すら明らかではない。

この点について安倍総理は、19 年度予算の歳出削減の状況、19 年 7 月ごろに判明する 18 年度決算の状況、医療制度改革を踏まえた社会保障給付の実績等をみる必要があるため、税制改革の本格的、具体的な議論を行うのは 19 年秋以降になるとしている⁸。

歳出・歳入一体改革の見直しの機会となるのは、例年中央に策定される骨太の方針の策定を通じてであるが、歳入改革の具体的内容の検討が 19 年秋以降であるというのであれば、今年の骨太の方針 2007 においては具体論を素通りすることになろう。我が国の財政状況からすると税制改革は避け得ない課題であるだけに、検討するに当たり必要となる基礎的調査等を実施し、改革案の選択肢の作成等その成果を公表していくなど検討を進める緊急性が高く、政府税制調査会というオープンな場等での取組、政府税制調査会と経済財政諮問会議の連携した検討の上⁹、きちんとした議論の展開が望まれる。

法人税率の見直し

安倍内閣の経済成長路線の観点から、平成 19 年度税制改正を検討する政府税制調査会では、経済活性化に向けた税制の在り方を検討する際の検討課題の一つとして、法人実効税率引下げが取り上げられた。これは、企業部門の活性化が家計に波及することで経済全体が伸びるのであり、また、我が国の法人所得課税負担が国際的に高く、かつ、世界各国で法人実効税率の引下げが行われていること¹⁰などからの主張であった¹¹。

国税（法人税）と、地方税（法人住民税、法人事業税）を合わせた実効税率については、日本の実効税率は 40.69%と、米国の 40.75%（カリフォルニア州）とほぼ同じだが、アジア（韓国 27.5%）や欧州諸国（フランス 33.33%、英国 30%、ドイツ 39.90%から 29%台に引き下げる予定）に比べて高く、企業の国際競争力の低下を招くことや、外資の対日進出の妨げとなっていること等の指摘がある。外国からの直接投資残高の対 GDP 比をみても、日本は 2%であり、軽税率国の英国 33%、フランス 26.1%等に比べ著しく低い。世界的に投資誘致競争が続く中で対日投資や日本企業による国内投資を促すため、法人の税負担軽減を行う必要が指摘されている。

なお、法人税率の検討に当たっては、税率のみならず課税ベースも影響するため実際に企業が支払っている税額で比較すべきとの意見のほか、そもそも法人税負担が必ずしも法人に帰結しないとの主張もある。

また、日本経済団体連合会が政党の政策評価の尺度として法人実効税率の 30%への引下げを打ち出すなど経済界は引下げに向けた動きを強めているが¹²、法人税率は 1%の引下げで約 4,000 億円の大規模な税収の減少に直結するため、財政赤字が膨らんでいる現在、財

源を確保せずに減税に踏み切るのは困難な状況にあり、法人税の税率の引下げについては、19 年秋以降とされる税制改革の議論において主要課題の一つとして、消費税の引上げや所得税の見直し論議と一体で検討される方向にある。

高度情報社会への対応

〔進まない電子申告・納税の普及〕

IT の活用による行政手続の簡素化、効率化を目指す電子政府構築計画の一環として「e - Tax (国税電子申告・納税システム)」が平成 16 年より全国での運用を開始している。政府は、国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50% 以上にする目標を定め、2006 年度からの 3 年間を計画期間とする「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき利用促進を進めているが、現在の普及状況は、極めて低率にとどまっている。

このため今回の改正で、電子認証の普及拡大のため、電子証明書を取得した個人で、19 年分又は 20 年分の所得税の納税申告書の提出を本人の電子署名を付して電磁的方法により行った者について、5,000 円を上限に所得税の税額控除制度を創設するとともに、第三者作成書類の添付省略等を行うこととしている¹³。

電子申告は、納税者のみならず、データ入力の省略等徴税側にも大きなメリットがあり、オンライン利用率の向上は行政効率化の観点からも期待される¹⁴。今後の利用率向上は、今回の措置の周知の徹底とともに、利用者側にとってメリットが実感できる制度の確立が必須となる。電子化はその導入までに費用・手間等負担が大きいが、適切なシステムが導入されれば継続的な利用が期待できる。その点で、「2010 年度までに 50% 以上」との政府目標を達成するためには、より強力な、手続上、更には費用上のインセンティブが必要となろう。

〔電子商取引への課税〕

近年、インターネットを含む情報通信技術やデジタル化技術の進歩により、電子商取引(いわゆる E コマース)は従来のビジネス慣習に大きな影響を与えている。こうした取引は本質的にボーダーレスであり、伝統的な商取引を前提とした従来の課税制度で十分に対応できるか懸念されている。例えば、外国法人が固定的な施設を利用せずに我が国で営業を行う場合、そこで生じる所得に対し課税できるのか、デジタル財をインターネットを通じ外国事業者から購入した場合に我が国で消費税を課することができるのか等の問題点が指摘されている。我が国の課税権の確保にかかわるだけでなく、電子商取引の安定性を確保し、取引のグローバル化を促進する上でも重要となる。

おわりに

以上見てきたとおり、平成 19 年度税制改正の多くは減税項目であり、これは、安倍内閣が経済成長により諸改革を実現することを目指していることを象徴している¹⁵。その達成が期待されるが、税制の抜本的改革において、経済成長の促進とともに、国民の将来不安の解消、行き過ぎた格差是正も期待されている。

19年度を目途とする税体系の抜本改革は、消費税の見直しにとどまらず、所得控除制度等の見直しを中心とした個人所得課税の改正、株式譲渡益と配当課税の税率の見直し、納税者番号制度を含めた金融所得課税の一体化措置の導入等その対象は広範にわたることになろう。そのための議論は、19年の秋を待たず始めることが望まれる。

¹ なお、減価償却制度については今回の改正も含め、伊田賢司「企業の設備投資をめぐる法人税改革」『立法と調査』No.262(2006.12)に詳しい。

² 250%定率法とは、まず、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回る事業年度から残存年数による均等償却に切り替えて、耐用年数経過時点に1円まで償却する方法とされる予定。

³ 個人の株式売買額・割合は、平成14年度の52.0兆円・23.6%が17年度は308.3兆円・38.5%、公募株式投資信託の残高・割合は平成14年末16.3兆円・79.1%が17年度末40.8兆円・92.3%となっている(金融庁資料)。

⁴ 株式・投信が家計等の金融資産に占める割合は、日本が11.5%(2006年3月末)であるのに対し、ドイツ18.7%(2005年末)、米国28.1%(2006年3月末)。

⁵ 日経平均株価は15年4月28日7,607円88銭であったが、18年12月末で17,225円83銭まで上昇した。

⁶ 主要行の金融再生法開示債権(不良債権)は、ピークであった14年3月期の8.4%から18年3月期には1.8%まで低下した。

⁷ なお、平成18年12月26日内閣府が経済財政諮問会議に提出した「財政健全化の中期的目標及び平成19年度予算案との関係について」における試算では、2011年度黒字化の必要対応額16.5兆円は、足下の税収増を織り込んだ場合13兆円程度になったとしている。また、平成19年度予算において、3.5兆円程度の歳出削減が行われたとしている。

⁸ 第165回国会衆議院本会議録第4号12頁(平18.10.2)

⁹ 安倍総理は、18年11月24日の経済財政諮問会議で、「分かりやすい税制改革の基本的な哲学を、経済財政諮問会議と税調で連携して検討をしていただきたい。来年前半は、そうした議論を踏まえ、骨太な基本哲学を『基本方針2007』に盛り込んでいただきたい。」と発言している。

¹⁰ KPMG's Corporate Tax Rate Surveyによると、2000年1月から2006年1月までの6年間でOECD平均は、約6%引き下げられている。

¹¹ 法人実効税率の引下げについて19年度の政府税制調査会答申では、最終的に、企業の税負担の国際比較、企業部門の活性化が雇用や個人の所得環境に及ぼす影響等についての調査・分析を深めること等に言及するとどまった。

¹² 「優先政策事項」(社)日本経済団体連合会(平19.1.10)

¹³ 対象となるのは、(1)医療費の領収書、(2)社会保険料控除の証明書、(3)小規模企業共済等掛金控除の証明書、(4)生命保険料控除の証明書、(5)地震保険料控除の証明書、(6)給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票、(7)特定口座年間取引報告書

¹⁴ 福田国税庁長官はe-Taxが「国税庁における当面の最重要課題」である旨発言している(『週刊税務通信』(No.2950(平19.1.8)))。

¹⁵ 安倍総理は政府税制調査会への諮問(平18.11.7)で、「歳出・歳入の一体改革を進めていくにあたっては、『成長なくして財政再建なし』の理念の下、イノベーションの力とオープンな姿勢により日本経済に新たな活力を取り入れ、経済成長を維持していくことが重要である。(中略)こうした税制改革の中では、喫緊の課題として、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資するとともに、歳出削減を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対する安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければならない。」とし、経済成長路線を明確にしている。